

(PDF 版・4の3のイ) 『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十三節 聞く教会の機能としての教義学——二 教義学の規準」

(文責・豊田忠義)

「二十三節 聞く教会の機能としての教義学——二 教義学の規準」(133-150頁)

「二 教義学の規準」

われわれは、「福音主義的な聖書原理を、その<客観的な>側面からして」、自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、われわれのための神としての「外に向かつて」の外在的なその「失われない差異性」における第二の存在の仕方、すなわち「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるところの、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性とまことの人間性」——すなわち「権威と自由」によって賦与され装備された「権威と自由」を持っているその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」(イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」)としての第二の形態の神の言葉である「聖書の権威と自由に基礎づけられ限界づけられている」ところの、徹頭徹尾「間接的・相対的・形式的な権威〔全く<人間的な>教育的<権威>〕と自由」を持っている全く人間的な教会の<客観的な>信仰告白および教義Credoとしての第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会の中での<権威>〔全く<人間的な>教育的<権威>〕についての教説の中で理解しようと努めなければならなかった」。しかし、「その後、福音主義的な聖書原理を、その<主観的な側面>からして」、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性とまことの人間性」——すなわち「権威と自由」によって賦与され装備された「権威と自由」を持っているその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」(イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性〔を持つ〕と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」)としての第二の形態の神の言葉である「聖書の権威と自由に基礎づけられ限界づけられている」ところの、徹頭徹尾「間接的・相対的・形式的な権威〔全く<人間的な>教育的<権威>〕と自由」を持っている全く人間的な教会の<客観的な>信仰告白および教義Credoとしての第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会の中での<自由>〔聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性における自由〕についての教説の中で理解しようと努めな

ければならなかった」。何故ならば、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示の<しるし>」）としての第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>〔区別を包括した同一性〕」において現存している聖書を、自らの思惟と語りと行動における「原理」・「規準」・「法廷」・「審判者」・「支配者」・「標準」とした（聖書を媒介・反復することを通じた）その「間接性こそが、主ご自身を通して設けられ、主の甦えりを通して力を奮う」からである。バルトは、このような、第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通じた、起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストと第三の形態の神の言葉である教会（すべての成員）との媒介的・反復的な関係性（「間接的な関係性」）のことを、「まことの直接性」、「まことの関係性」と呼んだのである。「そのように、われわれは、ここでも、教義学の中で、神律性に対して、先ず第一に、なかならず教会の中での<他律性>〔聖書に対する他律的服従〕が対応し、向かい合って立っていることについて明らかに理解することなしに、また明らかにする前に、教会の中での<自律性>〔聖書に対する他律的服従への決断と態度という自律的服従〕について語ることはできない」。したがって、「キリスト教の宣教に対して」、それ故に「先ず第一に〔教会の宣教における一つの補助的機能としての〕教義学自身に対して課せられている『別な法則』は、確かに神の法則以外の法則ではあり得ないとしても」、それ故に「ここで考察されるべき他律性はまさに神律性以外のほかの法則ではあり得ないとしても」、「神の法則についての証言は、それ故に神律性をして力を奮わしめることは、<具体的な>別な法則の指し示し、告げ知らせ、しるし的な<形態>を認識しつつ遂行される以外に遂行されることができない」。したがってまた、キリスト復活から復活されたキリストの再臨（終末、「完成」）までの聖霊の時代（中間時）の終末論的な途上性に存在する第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会に属するわれわれは、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方の中における、第三の存在の仕方である救済者としての「復活され高擧されたイエス・キリストから降下し注がれる霊」である「聖霊」は、その「神的愛に基づく父と子の交わりの中で、〔起源的な第一の存在の仕方である創造者としての〕父は〔第二の存在の仕方である和解者としての〕子の父、言葉の語り手〔啓示者〕であり、子は父の子、語り手の言葉〔啓示、起源的な第一の形態の神の言葉〕」であるところの行為〔・働き・業、「啓示されてあること」、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）〕である」ことからして、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の实在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれ

ば、聖霊の業である「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性)の  
関係と構造(秩序性)におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概  
念の实在」(啓示の<しるし>)としての第二の形態の神の言葉である「啓示との<間  
接的同一性>」において現存している「聖書」が、「教会の宣教における、それ故に  
〔その一つの補助的機能としての〕教義学における具体的な規準〔・原理・法廷・審  
判者・支配者・標準〕である」ということが、「はっきりと言葉に出して説明され、理  
解されなければならない」。「教会に宣教を義務づけている」ところの、「〔第二の形態  
の神の言葉である〕聖書は、先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判  
者・支配者・標準〕」としての〔起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キ  
リストと共に、〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会の宣教における原  
理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」。したがってまた、われわれ  
は、「いかなる意味でも絶対的な他律性について語ることはできない」、われわれは、  
「教会の宣教と教義学の神律性の具体的な形態〔あの「神の言葉の三形態」の関係と  
構造(秩序性)〕について語る」、それ故にわれわれは、その言葉自身の出来事の自己  
運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉の權威の傍らに、〔自然神学、自然  
的な信仰・神学・教会の宣教、ローマ・カトリック主義的な信仰・神学・教会の宣  
教、近代主義的プロテスタント主義的キリスト教的な信仰・神学・教会の宣教におけ  
るように〕それと並べて第二の權威をうち立てはしない」、それ故にわれわれは、「こ  
こで權威と呼ばれるべきすべてのことを貫き通して、〔それ自身が聖霊の業であり啓示  
の主観的可能性として客観的に存在している「神の言葉の<三形態>」の関係と構造  
(秩序性)を持っている、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第  
一の形態の〕神の言葉の<唯一の權威>を仰ぎ見る」。

(1) 第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能  
(教會的な補助的奉仕)としての教会「教義学に対して向けられており、それを尊重す  
ることによって教義学が教会の宣教に対して範例として先立ち行かなければなら  
ないところの最初の具体的な要求」は、「教義学の研究、命題、指示」が、聖書に  
対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性にお  
いて、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」(「啓示の<しるし>」)としての  
第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現存している「聖  
書への絶対的信頼」(『説教の本質と実際』)に基づいた、「<聖書的な態度>を持  
てなければならないということである」。このように「特徴づけ、理解しな  
ければならない」第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教にお  
ける一つの補助的機能としての「教義学の聖書性あるいは聖書的な態度」は、  
イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身」が、  
その「啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>、換言すれば客観的な  
「存在的な<必然性>」——すなわち、客観的なイエス・

キリストにおける「啓示の出来事」と主観的な「認識的なく必然性」——すなわち、その「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高擧されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」を前提条件とした客観的な「存在的なくラチオ性」——すなわち、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示のくしるし」）としての第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している聖書と主観的な「認識的なくラチオ性」——すなわち、徹頭徹尾聖霊と同一ではないが聖霊によって更新された人間の理性性という＜総体的構造＞を持っており、また客観的な「存在的なくラチオ性」における「教会に宣教を義務づけている」その第二の形態の神の言葉である「聖書は、先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としての〔起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストと共に、〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」から、また前段で述べた「ちょうど神の言葉としての聖書の〔神的な〕絶対的權威からして、聖書の正典の相対的な〔人間的な〕權威が生じて来るように、預言者的——使徒的証言に対する信仰の服従という〔神的な〕絶対的な要求から〔「聖書への絶対的信頼」に基づく聖書に対する＜他律的＞服従の要求から〕、この信仰の服従に対応する（思惟と語りの）原則的な態度という相対的な〔人間的な〕要求〔聖書に対する他律的服従への決断と態度という＜自律的＞服従の要求〕が生じて来る」。「われわれが、そのような態度を、『聖書的』態度と呼ぶのは」、「そのような態度」が、「その原型および模範を、ほかならぬ聖書の証人たち自身の中に持っているからである」、「その原型および模範によく注意を払い、真似ることから成り立っているからである」、「一方において、〔第二の形態の神の言葉である〕聖書の著書たちの心の基本的態度・問いの出し方・答え方と、他方において、〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会の〔宣教における〕説教者の、〔それ故に、その教会の宣教における一つの補助的機能としての〕教義学者の基本的態度・問いの出し方・答え方の間の同形性を打ち立てることから成り立っているからである」。第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方での「教える教会は、自分自身、〔聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、絶えず繰り返し〕新たに聖書的な態度をとることによって、〔「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の〕神の言葉を聞くことができるのであって、それ以外の仕方では〔起源的な第一の形態の〕神の言葉を新しく聞くことはできない」。このような訳で、第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教える教会は、〔「聖書への絶対的

信頼」に基づいて、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方、あの「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して起源的な第一の形態の神の言葉を聞くように呼びかけられる時、具体的ニハまさに聖書的態度をとるようにと呼びかけられなければならないのである」。したがって、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての「教義学」は、「その聖書的態度を、……教会の宣教に対する範例として、〔先ず以て〕なかんずく自分自身とらなければならない」。なお、〈総体的構造〉、「神への愛」および「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」については、「カール・バルト——彼自身の著作に即した彼自身の神学をトータルに把握するためのキーワード（PDF版・1）〈イエス・キリストにおける神の自己啓示〉および〈その自己証明能力の総体的構造〉ならびに〈まことのイスラエル、民、イエス・キリストの教会〉」（ライブドアブログでは、カテゴリ別アーカイブ「PDF版・バルト神学の総体像を把握するためのキーワード」）を参照されたし。

それが人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、人は自分の意志とは全く無関係に「それが良きものであれ悪しきものであれ、人間のつくる観念と現実のすべての成果〔個体的自己の成果の世代的総和〕を、人類が不可避免的に蓄積していくよりほかないものである歴史的現存性」のただ中に不可避免的に投げ出されている限り、「〈聖書的証人の態度〉ということで、〔彼らが〕……彼らの歴史のおよび伝記的な状況、……特別な言語と世界観、……具体的な状況と意図に条件づけられた」「〈証人〉としての」、「彼らの神の啓示についての証人〔神の啓示についての「思惟と語り」〕としての……方向づけのことが理解されなければならない」。したがって、その「方向づけ」は、「観察者、報告者、弁証論者、〔教派、学派、主義としての党派的〕 党员としての方向づけではない」。したがってまた、バルトは、例えば次のように述べている——「〈中立的な〉観察者として聖書の中に証しされている啓示の『史実的な (historisch) 』確かさを問う問いは、聖書にとっては全く縁遠いものであり、聖書の証言の対象にとって異質なものである。しかし、その聖書的証言に対して、〔「聖書への絶対的信頼に基づいて」〕それを聞くもの、見る者、信じる者である〈非中立的な〉観察者にとっては、〔起源的な第一の形態の神の言葉である〕啓示〔イエス・キリスト自身〕・〔イエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している〕聖書・〔聖書を媒介・反復することを通じた第三の形態の神の言葉である〕教会の宣教の中に、同時に啓示の秘義があったし、あり続けた。したがって、その〈非中立的な〉観察者だけが、聖書の中の歴史について、史実的には全く何も確かめられないということ知らされたし、〔イエス・キリストにおける〕啓示の出来事にとつ

て重要でないものだけ、啓示とは別の何かだけしか確認できないということを知らされた」、それ故に「史實的に正しい内容が重要なのではなく、重要なことは、聖書が、シリアの総督のクレニオと聖降誕の出来事、ポンテオ・ピラトと使徒信条というように、神の啓示に対してその都度ごとに、一つの年代的・時間的と地誌的・空間的・地域的との限定性において、出来事として起こったもろもろの歴史

(Geschichten) について語っているという点にある」、と。しかし、「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという＜方式＞（『ローマ書』）を認識し自覚し堅持しないところの、人間学的領域における

「人間精神が生み出したものを問題とする歴史主義は、啓示を問おうとしないで人間精神の自己理解を第一義として、聖書の中でも神話を問うことをする」。例えば、

「聖書への絶対的信頼に基づいて」聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としないところで、人間学的領域における前期ハイデggerの哲学原理の助けを借りて「新約聖書の言表は非神話化されなければならない」と説き、新約聖書の言表を非神話化したブルトマンは、まさにその時、彼自身の自由な人間的理性や人間的欲求やによって主観的に恣意的独断的に対象化され客体化された「存在者」、「存在者レベルでの神」、「存在者レベルでの神への信仰」、彼自身の意味世界・物語世界・神話世界を語ったに過ぎないのである。したがって、ブルトマン自身が助けを求めたハイデgger自身から、「『いわゆる存在者レベルでの神への信仰は、結局のところ〔聖書的啓示証言におけるキリストにあつての神としての〕神を見失うこと』になるから、それよりは『むしろ無神論という安っぽい非難を受け入れた方がよい』」と、客観的な正当性と妥当性とをもって根本的包括的に原理的に「揶揄」・批判されてしまったのである。言葉の専門家であり文芸批評家であり思想家である吉本隆明は、『南島論』で次のように述べている——「神話にはいろいろな解釈の仕方があります。比較神話学のように、他の周辺地域の神話との共通点や相違点をくらべていく考え方もありますし、神話なるものはすべて古代における祭式祭儀というものの物語化であるという考え方もあります。また神話のこの部分は歴史的＜事実＞であり、この部分はでっち上げであるというより分け方というやり方もあります。そのどの方法をとっている場合でも、この説がいいということは、いまのところ残念ながら断定できません。プロ野球で三割の打率があれば相当の打者だということになるのと同じように、神話乃至古代史の研究において、打率三割ならばまったく優秀な研究者であるとわたしはおもっています。じぶんでそれ以上の打率があるとおもっているやつはバカだとかんがえたほうがいいとおもいます」、と。また、バルト自身、歴史的＜事実＞を無視していないことは、次のような思惟と語りにおいて明らかである——「（中略）確かに受肉は中心的にして重要なものではあるが……新約聖書の本来的内容であるというふうには言うてはならないのである。（中略）それはおよそすべての他の宗教世界の神話や思弁の中にも見出されるものである。（中略）」

人は、聖書が語っている受肉〔その内在本質である神性の受肉ではなく、その第二の存在の仕方における言葉の受肉〕を、ただ〔第二の形態の神の言葉である〕聖書からのみ、換言すれば〔起源的な第一の形態の神の言葉である「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての〕イエス・キリストの名からのみ……理解することができる。……神人性それ自体もまた新約聖書の内容ではない〔何故ならば、農耕を経済的基盤とした人類史におけるアジア的段階の日本において、非農耕民は、天皇を含めて神人と呼ばれていたからである〕。新約聖書の内容とは、ただイエス・キリストの名だけであり、そのイエス・キリストの名がたしかにまた、そしてとりわけ、彼の神人性の真理をその名に含んでいるのである。ただまったくこの名だけが、啓示の客観的現実を言いあらわしている〕。

そのような訳で、**第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会（すべての成員）**にとって「**根本的な態度**」は、あの「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環における「**証人の態度である**」。「**聖書的な証人自身の態度**」は、「**全世界の前で〔キリストにあっての神としての〕神について証しし、それと共に神はイエス・キリストにあってその民に向かって語り給うたし、行動し給うたということ、どのように語り給い、行動し給うたかということ**を証言することができるし、証言すべきである」という点にある。イエス・キリストにおける神の自己啓示によって明らかにされたところの、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方、すなわち起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造者、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解者、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——「啓示されてあること」・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済者なる神としての神の自由な愛の行為の出来事全体を証言することができるし、証言すべきであるという点にある。「**聖書的証人たち**」は、「**神が確かにその現になし給うた語りと行動から由来している**」し、「**今や神が裁判官として、彼らからまさにその現実、すなわち一度ですべてにわたって力を奮う仕方で起こった神ご自身の語りと行動〔イエス・キリストにおける「啓示自身」がその「啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動を持っているところの、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事、すなわち「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身〕についての真実を要求し、それ以外には何も要求し給わないところの、神のみ顔の前で思惟し語る**」という「**二重の前提の下で、……語っている**」。彼らは、「**多かれ少なかれ、〔「記述し、物語り、反省的に思惟し、議論」〕することなしに語ることはできない**」。「**しかし、そ**

れらすべてのことが、その者を証人とする訳ではない。それらすべてのことが、預言者と使徒をして神の啓示についての証人とはしないであろう」。すなわち、「彼らがあの二重の前提の下で語るということ、彼らは〔「言葉を与える主は、同時に信仰を与える主」であるから、神のその都度の自由な恵みの神的決断による〈客観的側面〉としてのイエス・キリストにおける「啓示の出来事」（その「死と復活の出来事」）とその啓示の出来事の中での〈主観的側面〉としての「救いの福音を聞き信じるようにさせる霊」・「知恵と啓示の霊」・「神の啓示に参与させる霊」である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいて〕信じ、それ故に〔起源的な第一の形態の神言葉であるイエス・キリストに対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、キリストにあっての神語り給う故に神語り給うことを聞き〕語るということが、彼らをして神の啓示についての証人とするのである」。

「まさにこの〔第二の形態の神の言葉である聖書的〕証人の態度こそが、〔第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能である〕教会の宣教の範例としての〈教義学〉にとって標準的でなければならない」。すなわち、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能である教会の宣教の範例としての教義学は、「先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としてのイエス・キリストと共に、教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」聖書を、それに対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、純粋な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指して行くという点にある。このような「証人の態度をとるようにとの要請こそが、繰り返し考慮され、全線にわたって注意が払われるべき〔教会の宣教における一つの補助的機能としての〕教義学の第一の具体的な形式原理である」。したがって、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教（説教者）、その一つの補助的機能としての教会教義学（それが教義学者であれ、牧師であれ、聖職者であれ、キリスト教的著述家であれ、教会の成員であれ、教義学に携わる者）は、区別を包括した単一性において、あの「神への愛」における「純粋な教え」としてのキリストにあっての神、キリストの福音を問う問いへと向かうベクトルを持った、すなわち「教えの純粋さを問う問い」へと向かうベクトルを持った「教会教義学」に包括されたところの、あの「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」における「正しい行為を問う問い」へと向かうベクトルを持った「特別的な神学的倫理学」を取り扱わなければならない。

それ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」——すなわち、それ自身が聖霊

の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「**神の言葉の三形態**」の**関係と構造（秩序性）**からして、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての教会教義学に携わる全く人間的な「**教義学者は、教会の宣教における**」[全く人間的な] **説教者と同様**、……[起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された第二の形態の神の言葉である] **預言者と使徒が啓示の証人であったのと同じ意味で、啓示の証人であることはできない**。「神の言葉の三形態」の**関係と構造（秩序性）**からして、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての「**教義学にとっては、教会の宣教における説教にとってと同様、すべてのことが、……**」[第二の形態の神の言葉である] 預言者と使徒によって証された啓示〔聖書の中における啓示〕が聞かれるということ、「全世界〔教会自身と世〕に知られるようになった仕方

で、それであるからまさに証言としてのその形式の中で〔聖書を媒介・反復することを通して〕聞かれるということによってもってかかっている」。「そこで聞かれるべきこと」は、「神の語りと行為の真理である」、イエス・キリストにける神の自己啓示において明らかにされた、父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛に行為の出来事全体における啓示の真理である。したがって、その啓示の「真理は、〔キリストにあっての神としての〕神、裁判官である神のみ前で、それが、預言者と使徒によってわれわれに知らされた通りの仕方

で聞かなければならないのである」。第三の形態の神の言葉である全く人間的な**教会（すべての成員）**は、キリスト復活から復活されたキリストの再臨（終末、「完成」）までの聖霊の時代（中間時）においては、第二の形態の神の言葉である「**預言者と使徒たちがなした証言**」〔その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」、すなわち「啓示の<しるし>」〕の**証人である……という態度**〔聖書を媒介・反復することを通して、「啓示の<しるし>」の<しるし>になるという態度〕**の中で聞かれることができる**」、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、聖書を媒介・反復することを通して、絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを通して教える（あの「**教えの純粹さを問う**」教義学における「**神への愛**」と、その教義学に包括された「**正しい行為を問う**」**特別な神学的倫理学**における「**神への愛**」を根拠とした「**神の讚美**」としての「**隣人愛**」）という仕方の態度の中で聞かれることができる。第二の形態の神の言葉である聖書によって「**宣教が義務づけられている**」第三の形態の全く人間的な「**教会は、**」〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方〕**教える教会として、証人**〔聖書を媒介・反復することを通して、「啓示の<しるし>」の<しるし>」〕として語るように呼び召されている。そこでは、第三の形態の全く人間的な「**教会は、聞く教会として、証人の態度以外の……態度を**

とろうと欲することはできない」。それぞれの時代におけるその時代と現実とに強いられた第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての全く人間的な「教義学的な思惟と語りは、個々の点において、実質的に、事実……歴史的、心理学的、政治的、哲学的な性格」を、すなわち「証言の性格以外の性格を持つことができ、……持っている要素から成り立っている」。したがって、その「彼の思惟と語りは、彼が告げ知らせるべき実在によってだけ規定されている代わりに」、換言すれば「啓示ない和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」（「啓示の<しるし>」）によってだけ規定されている代わりに、その「実在についての彼の〔主観的な恣意的独断的な〕概念、判断、価値評価によっても規定されており、その限り彼は、その信頼性において曇らされた証人となる態度が力を奮うようになるということから成り立っている」。何故ならば、それが教会論的なキリスト教的人間であれ、それが生来的な自然的なただの人間でしかないことが確かである限り、「人は、教義学的な思惟と語りからその人間的な性格を取り去ってしまうことはできない……」からである。したがって、先ず以て、そのことに対する認識と自覚を欠如させた「誤謬は必然」としての思惟と語りにおける「人間学の後追い知識」としての混合神学（自然神学）におけるところの、人間学領域に属する「哲学、歴史学、心理学等は、神学的問題領域のどれにおいても、事実上、教会の自己疎外の増大以外のなにものにも役立ちはしない」し、「神についての教会の語りの墮落と荒廃以外の何ものにも役立ちはしない」し、その時には、「哲学は哲学であることをやめ、歴史学は歴史学であることをやめ」、「キリスト教哲学は、それが哲学であったなら、それはキリスト教的ではなくなってしまう」。したがってまた、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身」がその「啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動を持っており、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の実在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊の業である「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書（その最初の直接的な第一の「啓示の<しるし>」）の現存からして、その「事情を認識しつつ教義学的な思惟と語りの内部で特定の秩序を認め〔それ故に、「聖書への絶対的信頼」に基づいて、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とする〕、そのような秩序をして力を奮わしめるということは可能であり、またその可能性こそが聖書的態度をとるようという要求をして意味あるものになっているのである」。何故ならば、啓示神学におけるそこでは、それが教会論的なキリスト教的人間であれ全く人間的な思惟と語りである以上「誤謬は可能」であつ

でも、自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階で停滞している混合神学、人間学的神学、哲学的神学のようにその最初から「誤謬は必然」ではないからである。

「確かに教義学の中でも、歴史的、心理学的、政治的、哲学的に思惟され語られることができるし、またそのように思惟され語られなければならない」がしかし、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての「教義学において、それらすべての思惟と語りに関して、……その人間的な問いと答えであるそれらすべての場からしては、教義学的な思惟と語りの真理内容〔キリストにあっての啓示の真理内容〕そのものに関する決断が期待されることができず、教義学的な思惟と語りを形成して行くための決定的な観点が期待されることができない限り、決して真剣に受け取られることはできない」。「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという〈方式〉を認識し自覚し堅持したところの、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての「教義学的な学問こそが、全く自由なその対象に対して〔自分を〕全く開いており、その対象に対して留保なしに服従〔あの他律的服従と自律的服従との全体性において服従〕する学問として自分を実証しなければならない」、それ故に「そこにおいては、たとえ一瞬たりとも、仮説的以外の仕方では、人間、歴史、経験、存在、認識についてのあらかじめ心に抱かれた見方や概念から〔キリストにあっての神としての〕神のところにく来て〉はならないのである」。言い換えれば、「そのような仮説を自由に適用しつつ、〔「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の〕〈神から〉、しかも神の言葉から〔その起源的な第一の存在の仕方における「言葉の語り手」・「啓示者」から〕、しかもわれわれは人間であって神自身ではないが故に、われわれに対して啓示された神の言葉からして〔その第二の存在の仕方における「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉からして〕、しかもわれわれ自身は〔第二の形態の神の言葉である〕預言者や使徒ではないのであるから、その〔第二の形態の神の言葉である〕聖書的な証言の中での啓示された神の言葉からして〔それ故に、聖書を媒介・反復することを通して〕、思惟し語らなければならない」。したがって、バルトは、『バルトとの対話』で、次のように述べている——「われわれが哲学的用語をつかうという事実にもかかわらず、神学は哲学的試みが終わるところから始まる」、すなわち、神学も人間的な自由な理性・思惟の類的機能を駆使しての知的営為ではあるが、「神学は方法論的には、ほかの学問のもとで何も学ぶことはない」、と。

第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての「教義学に対して向けられなければならない聖書的な態度の要求」は、「ハイデルベルク信仰問答の問九四と九五の答えでもって最もよくまとめられ表現されている

る」——「主は、第一戒において、何を、お求めになっておられますか。——わたしが、自分の魂のために、救いと祝福を、失うことがないように、一切の偶像崇拜、魔術、迷信による祈り、諸聖人やその他の被造物の名を呼ぶことを避け、逃れて、ただひとりのまことの神を、正しく認め、この神にのみ依り頼み、あらゆる謙遜と忍耐とをもって、この神からのみ、すべての良き物を待ち望み、また、これを、心より愛し、恐れ、崇めねばなりません。つまり、神のみこころに、すこしでも逆らうくらいならば、むしろ、一切の被造物を、棄てることであります」、「偶像崇拜とは何ですか。——み言葉によって、ご自分を現わして下さった神の代りに、また、これと同列に、人間が信頼を置くべきものとして、他の物を、考え出したり、持ったりすることあります」。バルトは、『共産主義世界における福音の宣教 ハーメルとバルト』および『啓示・教会・神学』で、次のように述べている——「世界の救いを何かある国家的、政治的、経済的または道徳的な諸原理や理念や体制の内に求めようとしなくて、私たちの主であり、救い主であるイエス・キリストを、いっさいのものにまさって恐れ、かつ、愛すること、神を、大きな問題においても、小さな問題においても、彼がかつてあり、いまあり、やがてあり給う權威のままに肯定し、是認すること、私たちの個人的、社会的生活を敢えて律して、すべての善きものを神から、神からすべての善きものを期待するべきである」、「不毛な反抗や反論を避けて、西でも東でも等しく通用し、西でも東でもひとしく稀であり、人々に好まれぬ福音に、無償の恩寵によって、素直に止まるべきである」、事実として「われわれが最も激しく非難する全体的、非人間的強制にしても、遠い昔から西方の自称自由社会や自由国家にもほかの形で出沒した」し「出沒する」のであるから、また「人間の公私の生活においては、絶えず新たな支配が行われるような仕組みになっている」し、「国家は支配であり、文化は支配である」から、「西の獅子に全力をあげて抵抗しないような人びとは、決して東の獅子にも抵抗しえないし、また事実、抵抗しないのである」。